

平成29・30年度特別支援教育体制推進事業

特別支援教育推進モデル事業  
中高連携特別支援教育推進校研究委嘱

津島市

実践報告書

平成31年3月

愛知県教育委員会

## はじめに

平成19年4月の学校教育法の一部改正により「特別支援教育」がスタートし、12年が経ちました。この間、各学校においては、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の作成・活用等、特別支援教育の推進体制の整備が進んでいます。

特に、個別の教育支援計画の引継ぎは、乳幼児期から就労までの一貫した支援を行うための重要なものとなっています。

平成28年5月の教育再生実行会議における第九次提言では、「特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える」と示しました。

また、同年12月には学校教育法施行規則及び文部科学省告示が改正され、平成30年度から高等学校においても通級による指導が実施できるようになりました。

しかしながら、幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携・引継ぎが比較的円滑に行われているのに対し、中学校卒業後の高等学校等との連携・引継ぎは進んでおらず、中学校、高等学校等の双方において、適切な支援・指導が行える学びの場を整備し、支援情報を適切に引き継ぎ、効果的に活用する仕組みを整えることが大きな課題となっています。

こうしたことから、本県では、平成29・30年度の2か年に向け、特別支援教育推進モデル事業として、地域内の中学校と高等学校をモデル研究校として、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の支援・指導の充実及び支援情報の引継ぎ方法、活用等について研究いたしました。

本報告書及びモデル図は、津島市と高浜市に研究委嘱し、津島市立天王中学校・津島市立暁中学校及び県立津島北高等学校、並びに高浜市立高浜中学校及び県立高浜高等学校を中高連携特別支援教育推進校として研究に取り組んだ成果です。

本報告書及びモデル図が県内全域で活用され、県内の先生方の指導力向上と中学校・高等学校間の一層の連携強化の一助となることを願っています。

平成31年3月

愛知県教育委員会特別支援教育課

## 平成 29・30 年度 特別支援教育推進モデル事業研究展開図

特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。

「教育再生実行会議（第九次提言抜粋）」より

### 支援・指導の実際

#### 市町村

- 市町村特別支援教育連携協議会の設置・運営
- 特別支援教育コーディネーターの資質向上
- 特別支援教育支援員等の配置

#### 中学校

- 多様な学びの場
- 様々な立場、役割に応じた研修
- 特別支援学校による地域支援
- 個別の教育支援計画・指導計画の作成・活用

#### 高等学校

- 地区特別支援教育コーディネーター研修会の実施
- 特別支援学校との連携
- 特別支援教育支援員等の配置

#### <課題>

- ①通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の支援・指導方法
- ②中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ方法と活用

### 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する支援・指導の充実及び支援情報の引継ぎ・活用方法を研究する

- 研修の実施
- 中高合同での保護者理解に向けた啓発
- 中高連絡会等の開催・ネットワークづくり
- 特別支援教育連携協議会の企画・運営
- 個別の教育支援計画等の引継ぎ時期・内容の検討

- 教員の資質向上
- 個に応じた支援・指導の充実

- 個別の教育支援計画等に基づく支援・指導内容の検討
- 支援情報を引き継いだことによる指導の効果検証及び環境整備
- 一斉授業の改善

- 授業研究会（事前・事後検討会含）、相互授業参観、ケース会議等の開催
- 個別の教育支援計画等の内容及び引継ぎ時期の検討

#### 市町村の取組

#### 中学校の取組

#### 高等学校の取組

### 平成 29・30 年度特別支援教育推進モデル事業「〇市における報告書」の作成

#### 【市町村における支援体制の一例】

- 個別の教育支援計画等の内容の検討及び使用する形式の検討
- 中高連絡会の実施
- 個人情報を引き継ぐシステム作り
- 関係機関との連絡調整
- 保護者への啓発

#### 【中学校、高等学校における報告書の一例】

- 生徒の実態とその継続した支援
- 引き継いだ支援情報等をもとに授業で活用した支援の実際
- 個人情報を引き継ぐ内容や引継ぎ時期の検討
- 連携の実際

## 支援情報を引き継ぎ、一貫した支援の充実を図る

## 研究によせて

平成 29・30 年度評価専門員【津島市】 星城大学 教授 小川 純子

平成 19 年 4 月 1 日に文部科学省から一つの通達がありました。「特別支援教育の推進について」です。そこには学校教育法が改正され、特殊教育から特別支援教育へと変わったその基本的な事項、留意事項等が示されていました。「1. 特別支援教育の理念」「2. 校長の責務」「3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」「4. 特別支援学校における取組」「5. 教育委員会等における支援」「6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携」「7. 教育活動等を行う際の留意事項等」

「8. 厚生労働省関係機関等との連携」です。さらに詳細な項目を挙げることは避けませんが、この通知が出されると聞いたときに周囲からは特別支援学校は無くなってしまおうのか、特別支援学校教員は通常の学校で勤務するのだろうか、などという意見を聞いたものでした。あれから 10 年、11 年、何が変わったのか、何が変わらなかったのか、そして何が変えられなかったのかということに折に触れ、自分に問うてきました。

そのような中、「特別支援教育推進モデル事業」に関わらせていただくことになり、改めて「中高連携」という切り口から特別支援教育について、実践を通し、検討するという機会をいただきました。その成果を述べるにはまだまだ時間も研究も必要であると思いますが、多くの先生方が授業、検討会に参加し、情報交換し、情報を共有し、それぞれが関わる子どもたちに向き合おうとする姿勢を、それぞれの立場で確認できたことは大きな意義があると思います。そして、この「連携」そのものが本研究の一番重要な成果であります。一人の子どもが成長していく過程で、小学校、中学校、そして高等学校へと進んでいきます。子どもの一生はつながっています。小学校、中学校、高等学校が連携できないという訳にはいかないのです。私たち大人は子どもの成長を支え、繋げていく責任があるのですから。

最後に、本研究の中から見えてきた成果と課題をいくつか提示してまとめたいと思います。

- 中学校、高等学校で、それぞれの支援・指導体制を知り、その対応方法を学ぶことの重要性が確認できました。中学校と高等学校の双方が支援情報を引き継ぐことの必要性和効果をさらに理解するために、そのメリットを十分に理解することが重要であると考えます。
- 特に高等学校において、特別支援教育に関する知識や理解の一層の充実を図ることの必要性が再確認されました。高等学校独自で、あるいは他の校種と合同での研修をどう進めていくとよいかを検討する必要があります。
- 保護者や本人に、特別な支援を受けることに対するメリットを伝えていくこと、情報提供の重要性を確認しました。どのような方法で伝えていくことがよいか、今後の実践を待ちたいと思います。
- 顔が繋がりました。「連携」を進めていくための基礎はできつつあると思います。今後、その「連携」を確かなものとしていくためにさらに「何が」必要なのか、それぞれの立場で考えていくことが重要であると考えます。

「児童生徒の支援における連携の在り方について ～津島市における中高連携の取組～」として進められた 2 年間の研究が愛知県内に発信され、愛知県内の義務教育諸学校等の連携を進めていくための一助となればと願って止みません。愛知県教育委員会特別支援教育課、津島市教育委員会学校教育課の先生方には本当にお世話になりました。心から感謝申し上げます。

切れ目のない一貫した支援の充実を目指して  
～津島市における中高連携の取組～

津島市教育委員会

## 1 はじめに

通常の学級において、発達障害の有無にかかわらず、学習面や行動面で様々なつまずきや困難さを抱える児童生徒が年々増加している。平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、児童生徒のつまずきや困難さに早期に気付き、個々のニーズに応じた支援・指導の在り方を考え、実現していくことが、各学校に求められている。また、個別の教育支援計画等を作成し、その支援情報を切れ目なく引き継いでいくことが重要である。

## 2 研究のねらい

津島市は、現在、人口約 6 万 2 千人（平成 30 年 12 月現在）を有する小都市である。その中に、幼稚園・保育園・認定こども園 16 園、小学校 8 校、中学校 4 校、県立高等学校 3 校が設置されている。

津島市では、『小中学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成状況』の調査において、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」は、小学校においては平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間に約 2 倍、中学校においては約 7 倍に増加した。また、平成 28 年度の個別の教育支援計画の作成率は、小学校で 58%、中学校で 31%、個別の指導計画の作成率は、小学校で 51%、中学校で 43%であった。

中学校では、特別な支援を必要とする生徒が急増しているにもかかわらず、個別の教育支援計画等の作成率は、小学校に比べて低い。また、『中学校を卒業した特別な支援を必要とする生徒の状況』の調査において、平成 28 年度に卒業した生徒の個別の教育支援計画等の高等学校への引継ぎ率は 25%であった。このように高等学校では、新入学生徒の情報が少ないことから、事前に支援体制を整えることが難しい状況となっている。このことは、生徒のつまずきや困難さに早期に気付いて対応することを遅らせるだけでなく、授業への不参加や不登校等の二次的な問題を引き起こす要因となりかねない。

こうした現状を踏まえ、津島市では、市内の中学校 4 校と県立高等学校 3 校を中心に、通常の学級に在籍する児童生徒の支援の在り方について研究を進めることとした。研究では、教職員の指導力向上と支援情報の引継ぎの在り方に焦点を当てて取り組んだ。

## 3 研究の方法

(1) 通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導力の向上を図る。

ア 評価専門員を招き、市内の幼稚園、小中学校及び高等学校の教職員を対象として、指導検討会を開催し、通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導方法や、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎ方法に関する検討をする。

イ 津島市主催の教職員研修において講師を招き、市内の小中学校及び高等学校の教職員を対象として、通常の学級で支援を必要とする児童生徒の特性理解とその対応について学ぶ研修を開催し、指導力の向上を図る。

(2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の、支援情報の引継ぎや活用等の方法について研究する。

ア 市内の中学校及び高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象として、中高連絡会を開催し、特別な支援を必要とする生徒の支援情報の引継ぎや活用等の方法についての研究をする。

イ 市内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、子育て支援課、健康福祉課、福祉サービス機関等を対象として、津島市特別支援教育連絡会を開催し、特別な支援を必要とする児童生徒の支援情報の共有方法や引継ぎ方法について協議する。

#### 4 研究の実際

(1) 指導力向上に関する取組

ア 高等学校、中学校における事例検討会

	県立津島北高等学校での事例検討会	津島市立暁中学校での事例検討会
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小中高等学校教員</li> <li>・評価専門員</li> <li>・県特別教育支援課主査</li> <li>・津島市特別支援教育相談員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小中高等学校教員</li> <li>・評価専門員</li> <li>・県立佐織特別支援学校教育支援部主任</li> <li>・県特別教育支援課指導主事</li> <li>・海部教育事務所特別支援教育指導員</li> <li>・津島市特別支援教育相談員</li> </ul>
対象生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校3年女子</li> <li>・個別の教育支援計画は作成されておらず、校内で指導記録を作成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学3年男子</li> <li>・小学校3年時まで特別支援学級在籍</li> <li>・幼稚園から小学校、小学校から中学校へと個別の教育支援計画を引き継いでいる。</li> </ul>
支援の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学後に保護者と支援・指導方法について確認した。</li> <li>・1年時に同学年の生徒とトラブルになり、それを機に、座席を配慮したり、学級担任が周囲の生徒へ対象生徒への理解を求める話をしたりした。このことを保護者にも伝え、情報共有をした。</li> <li>・学級担任だけでなく、他の教師も対象生徒に対して、不適切なことをしている場合は、その場で注意する、曖昧な言葉ではなく、具体的に理由を示して、諭すように注意する、繰り返し指導するなどの共通理解のもと、丁寧な指導を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学前に保護者と小学校・中学校の双方の教師が参加して、ケース会議を開き、支援・指導方法について確認をした。</li> <li>・中学入学後も定期的に保護者と情報共有しながら、支援・指導を行っている。</li> <li>・学級担任だけでなく、他の教師も、生徒の特性を常に考慮しながら、否定的な言葉かけをしない、短い言葉で指示をするなど、丁寧な指導を行っている。</li> </ul>

事例検討会に参加した高等学校教員からは「入学後、気になる生徒については、出身中学校へ訪問して、情報を聞くこともあるが、入学前にその情報を知ることができれば、対応を考えることができる」といった意見があった。一方で「高等学校では、中学校がやってきたような丁寧な支援ができていないのが現実である」といった意見もあった。情報共有の必要性を感じているものの、十分な活用に至らないため、現在も支援を要する生徒への対応に苦慮していることがうかがえる。

評価専門員からは、学校が対象生徒と保護者の気持ちに寄り添っていること、教師の対象生徒への理解と接し方を周りの生徒がよく学んでいることがわかる事例である、との話があった。また、資料をもとに、授業のユニバーサルデザイン化を図ったり、アサーションスキルを身に付けたりするなど、教師の授業力を高めていくことの大切さが示された。さらに、障害者差別解消法における「合理的配慮」の主旨を、全職員で十分に共通理解した上で支援・指導にあたるべきであるとの助言をいただいた。

この検討会で協議した内容や指導助言を生かした各学校の取組は以下の通りである。

#### **(県立津島北高等学校)**

- ・学級全体の指導の中で個を見る視点をもつこと、適切な声掛けや対応の中で生徒自らが学ぶ力をつけられるように指導を工夫していくことを教職員で確認した。
- ・他校の先生方の見立てや、実践されている支援の手立てを、よりよい支援に繋がられるように参考にしている。

#### **(津島市立暁中学校)**

- ・対象生徒の個別の教育支援計画等を再度読み直し、今後の指導方針を確認した。
- ・検討会でいただいた資料を教職員に配付し、参考になる支援・指導の方法を紹介し、対象生徒以外の生徒の指導の参考にしている。

#### **(その他の学校)**

- ・通常の学級に在籍する児童生徒の中で、個別の教育支援計画等の作成が必要な児童生徒の洗い出しを改めて行った。
- ・保護者との懇談会で支援情報の引継ぎの必要性の共通理解を図った。

検討会で対象となった生徒は、その後も継続した支援・指導により落ち着いて学校生活を送っている。定期的に指導方法を確認する機会をもつことで、指導方法の改善を図ることができ、その他の児童生徒の指導にも生かすことができることから、今後も校内での検討会、他校を交えての検討会を実施していきたい。

#### **イ 教職員研修**

津島市特別支援教育相談員を講師に招き、研修会を開催した。平成29年度には、小中学校・高等学校の教員が参加したが、平成30年度には、市雇用の特別支援教育支援員も多数参加した。

相談員からは、学童期・中学校期の発達のプロセスやそこで見られる発達課題、特別な支援を必要とする児童生徒の対応と課題、津島市の多種連携の現状と課題などについて講義を受けた。

また、具体的な事例をもとに、発達に偏りがある児童生徒の理解と支援・指導の方法を協議したり、特別支援教育の視点に立ったネットワークづくりと連携の在り方について協議したりした。その中で、「発達障害は、理解と支援が必要な個性である」「支援・指導へ

の基本的な考えは、「気づいて・支えて・つなげて」である」といった認識を共有することができた。

参加者からは、次のような感想が聞かれた。

**(中学校教員)**

- ・教師が“気づく”力を養わなければならない。
- ・進路や就労を念頭においた支援の在り方を考えていく必要がある。
- ・保護者の理解と協力のもと、「児童生徒にどんな支援が必要なのか」を考えていきたい。

**(高等学校教員)**

- ・小・中・高等学校におけるそれぞれの支援・指導の方法を知ることにより、足りないところを認識することができた。
- ・小学校でのきめ細やかな支援・指導が高等学校までつながるようにしたい。
- ・一律な指導をすることが多いが、個々の生徒に対応した指導をしなければならない。
- ・高等学校においても指導のユニバーサルデザイン化を心掛けていきたい。

この研修会を通して、支援を必要とする児童生徒の心・行動・学習の包括的理解を深めるとともに、支援・指導の在り方について考えることができた。

(2) 引継ぎ方法に関する取組

ア 中高連絡会

中学校・高等学校の特別支援教育コーディネーターが参加し、個別の支援に対する現状と支援情報の引継ぎ方法の現状と課題について協議し、次のことが示された。

	個別の支援に対する現状	支援情報の引継ぎ方法の現状と課題
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、学校職員、津島市特別支援教育相談員などで定期的に情報共有する会を開催している。</li> <li>・通常の学級において個別の教育支援計画を作成している生徒は少ない。</li> <li>・保護者の協力は大変助かる。一方で保護者の参画が得られない場合もあり、生徒の対応に苦慮する。</li> <li>・成長するにつれ、学校以外の保護者の相談窓口が少なくなっていくと感じる。そうした機関がもっとあるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校から問合せがあった時に保護者の同意を得て、提供している。</li> <li>・支援情報を引き継いだ方がよいと思われる生徒であっても、保護者の同意が得られず引き継げなかった生徒もいる。</li> <li>・引き継ぐことが進学に不利になると考えている保護者も多い。</li> <li>・継続した支援の在り方を考えていく必要がある。</li> </ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーと連携して対応することが多く、大変助かっている。</li> <li>・中学校に連絡を取り、当時の指導方法を聞いて対応する。</li> <li>・小中学校と同様のきめ細かな支援ができていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導要録には生徒自身が困っていることなど、指導にあたる上で大切な情報が記載されていないことが多い。</li> <li>・中学校へ連絡して、初めて個別の教育支援計画を作成していたことが分かった。入学前に情報が欲しかった。</li> </ul>

<p><b>高等学校</b></p>	<p>・支援が必要だと感じる生徒はいるが、個別の教育支援計画が作成されていないことが多い。</p>	<p>・高等学校へ入学したら、個別の教育支援計画等を引き継いだり、作成したりする必要がないと考えている保護者が多い。</p>
--------------------	---	--

このように、中学校と高等学校が定期的に情報交換を行うことにより、それぞれの支援内容や支援実施状況を互いに理解することができた。その中で、双方ともに個別の支援が必要な生徒に対して、関係機関が連携を取って対応することの必要性や、個別の教育支援計画等の支援情報の引継ぎの重要性を強く感じている。一方で、高等学校は、中学校から生徒の発達障害等の診断名、連携している医療機関の有無など、詳しく情報を引き継ぎたいと考えるが、中学校は、保護者の同意を得られていない場合は、個人情報高等学校へ提供できないという現状がある。このことから、引き継ぐ内容や時期、保護者の同意が得られなかった場合の中高の連携の在り方や、今後の保護者への周知と啓発が課題であると感じていることが分かった。

#### イ 特別支援教育連絡会

連絡会では、児童生徒の成長に応じて支援者と保護者が記録を蓄積していく※津島市連携支援ブック「成長の記録」や個別の教育支援計画の活用状況と引継ぎ方法の在り方について、中学校区に分かれて協議した。

中学校、高等学校の教職員の中には「成長の記録」の存在を知らない教職員もいた。幼保から小学校への連携はできているものの、その後につながっていないことが分かった。就



＜グループ協議の様子＞

学前から高等学校までの縦の連携と各機関が関わる横の連携の双方を充実させるためには、個別の教育支援計画と併せて、「成長の記録」を、関係各所が意識し活用していくことが大切であることを確認した。その際、保護者と共通理解のもと作成にあたることはもちろんのこと、児童生徒本人の願いに寄り添いながら作成することが、特に進路や就労を考える時期にあたる中学校、高等学校においては必要不可欠であるということを確認した。

また、津島市特別支援教育相談員からは、支援情報を引継ぐにあたっては、各機関の特徴と役割を理解することが大切であり、この連絡会への各機関の参加を通して、顔の見える関係作りを構築し、今後も切れ目のない連携を進めていってほしいと助言いただいた。

後日、連絡会に参加した教職員から「改めて、『成長の記録』や個別の教育支援計画を読み返し、児童の成長を振り返ることで、これからの指導の有効な手段が見えてきた」「これまで「成長の記録」や個別の教育支援計画の内容を漠然としてしかとらえられていなかった。しかし、この連絡会を通して理解を深めることができ、その後行った保護者との懇談会では、保護者の思いに寄り添って話をすることができた」との報告をいただいた。今後も、「成長の記録」や個別の教育支援計画の在り方の理解を深めることで児童生徒の指導の充実へとつなげていきたい。

※津島市連携支援ブック「成長の記録」・・・子どものよりよい成長を目指し、子どもの発達に関わる大切な情報を集めて、支援機関との情報伝達・連携をスムーズにするための支援ツール。

## 5 成果と課題

これまでの研究の取組により、中学校、高等学校、双方ともに、通常の発達を理解した上で、生徒の特性を見極めることの重要性や、その特性を生かすための指導支援を個々の生徒に対して行っていくことの大切さを再認識することができた。また、異なる学校種の指導方法や支援方法を学ぶことができた。課題としては、次の三点が挙げられる。

- ① 全職員が障害者差別解消法の「合理的配慮」の主旨を十分に理解した上で、適切な支援・指導を行うことが必要である。
- ② 中学校と高等学校の双方が支援情報を引き継ぐことの必要性と効果を理解するとともに、引き継がれた個別の教育支援計画等や共有された支援内容等を生かせるよう、教職員の指導力向上を図る。
- ③ 特に高等学校において、特別支援教育に関する知識や理解の一層の充実を図る。

こうした課題を踏まえ、これまでの2年間の研究の中で取り組んできた事例検討会や教職員研修会に、まだ参加していない多くの教職員も参加できるように、開催時期や開催方法を検討しながら、継続して行っていくこととする。

また、支援情報の引継ぎ方法について課題を洗い出し、今後の連携の在り方を協議したことにより、市内の中学校4校と県立高等学校3校が連携を進めていくための具体的な指針を示し、市内の中学校・高等学校7校に周知することができた(資料1)。今後は、この指針を踏まえ、必要に応じて、中高間での情報交換会や授業参観を行ったり、特別な支援が必要な生徒のケース会議を開いたりするなどして、中高がさらなる連携を深め、情報共有ができる環境や仕組み作りを進めていく。

さらに、児童生徒のつまずきや困難さに早期に気づき、個々のニーズに応じた支援・指導の在り方を考え、実現していくためには、児童生徒の想いを尊重しながら、保護者と連携していくことが不可欠である。そうすることで、中高間の引継ぎを適切に実施することができると思う。このことを各学校が意識し、児童生徒、保護者の理解が得られるように啓発していく機会をもつように、市としても呼び掛けていきたい。

## 6 おわりに

2年間の研究の取組により、中学校と高等学校との間で情報共有の機会を多くもち、互いの顔が見える関係作りができた。これにより、具体的な連携の在り方を示すことができた。今後この中高連携を含めた、就学から高等学校までの縦の連携、関係機関との横の連携のさらなる充実を図りながら、児童生徒一人一人が笑顔で安心して過ごすことができる学校を目指していきたい。また、この津島市の連携の在り方を愛知県全体に周知することで、愛知県での連携体制の構築の一助となることを期待したい。

## 津島市における中学校・高等学校の連携について

平成 31 年 2 月 21 日  
津島市教育委員会

## 1 趣 旨

公立高等学校においては、新入学生徒の情報が少ないことから、事前に支援体制を整えることが難しい状況がある。そこで、合格発表から新年度が始まるまでの間に、特別な支援を必要とする生徒等に関する情報を中学校と高等学校で共有し、クラス編成や指導の参考とすることで、進学先の高等学校が事前に支援体制を整備できるようにする。また、高等学校入学後も、必要に応じて個々の生徒の支援内容を中学校と高等学校で情報共有できるようにする。

## 2 連携を行う学校

愛知県立津島高等学校・愛知県立津島北高等学校・愛知県立津島東高等学校  
津島市立天王中学校・津島市立藤浪中学校・津島市立神守中学校  
津島市立暁中学校

## 3 連携の具体的な方法

## (1) 中学校

ア 特別支援学級・通常の学級を問わず、個別の教育支援計画等を作成している生徒については、保護者の了解を得た上で、個別の教育支援計画等を指導要録と一緒に高等学校に送付し、その旨を高等学校に連絡する。

イ 個別の教育支援計画等を作成していない生徒についても、保護者の了解が得られる場合は、中学校での支援内容等の情報を高等学校と共有する。

## (2) 高等学校

ア 個別の教育支援計画等が送付された生徒については、必要に応じて中学校と連絡をとり支援内容等の情報を共有することで、校内の支援体制を整備する。

イ 個別の教育支援計画等は送付されていないが、入学後に特別な支援が必要であると判断された場合等については、保護者の了解を得た上で出身中学校に連絡し、中学校での支援内容等の情報を共有する。

## 4 留意事項

(1) 保護者との相談を行う際は、これまでの支援の具体的な内容等が高等学校に情報提供されることで、本人にとってより適切な支援が可能になる、という点を丁寧に説明し、合意形成を図りながら進めるようにする。

(2) 極めて重要な個人情報であることを十分に認識し、校長の管理下において適切に扱われるよう留意する。

(3) 中学校・高等学校共に窓口は教頭とし、校長の承認のもとで担当者間による情報共有を行う。

## 中学校・高等学校間の引継ぎスケジュール【津島市モデル】

	中学校	高等学校等
5月		
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶懇談会の実施</li> <li>・進路相談</li> <li>・個別の教育支援計画を基に保護者と情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶懇談会の実施【F】</li> <li>・個別の教育支援計画を基に保護者と情報共有</li> </ul>
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶校内委員会の開催</li> <li>・引継ぎが必要な生徒についての検討【①】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶校内委員会の開催</li> <li>・引継ぎ生徒についての情報共有</li> </ul>
10月	▶引継ぎの指針を配付【②】	▶引継ぎの指針を配付【A】
11月		
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶懇談会の実施</li> <li>・進路相談</li> <li>・個別の教育支援計画を基に保護者と情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶懇談会の実施【F】</li> <li>・個別の教育支援計画を基に保護者と情報共有</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶懇談会の実施</li> <li>・進路相談</li> <li>・高等学校等への支援情報の引継ぎについて本人・保護者の意思確認【③】</li> <li>・高等学校等へ引継ぐ情報について本人・保護者と確認</li> <li>▶校内委員会の開催【④】</li> <li>・引継ぎを行う生徒についての確認</li> <li>・引継ぎ方法の確認</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶津島市中高連絡会の開催【⑤】</li> <li>・引継ぎ方法の確認</li> <li>・各学校の様子についての情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶津島市中高連絡会の開催【B】</li> <li>・引継ぎ方法の確認</li> <li>・保護者の同意を得た生徒の支援情報を中心とした情報交換</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶引継ぎ生徒一覧表の作成【⑥】</li> <li>▶引継ぎ資料の整理【⑥】</li> <li>▶指導要録と共に個別の教育支援計画等を送付【⑦】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶懇談会の実施【F】</li> <li>・個別の教育支援計画を基に保護者と情報共有</li> <li>▶合格発表</li> <li>▶指導要録と共に個別の教育支援計画等を受領</li> </ul>
4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶引継ぎ生徒の保護者と面談【C】</li> <li>・生徒の実態・支援方法の確認</li> <li>・個別の教育支援計画を基に保護者と情報共有</li> <li>▶校内委員会の開催【D】</li> <li>・引継ぎ生徒についての情報共有</li> <li>・支援方法等の検討</li> <li>▶該当校による中高連絡会【E】</li> </ul>
	▶該当校による中高連絡会【⑧】	

\*①～⑧は「引継ぎの概要<中学校>」を参照

\*A～Fは「引継ぎの概要<高等学校等>」を参照

## 引継ぎの概要 <中学校> 【津島市モデル】

### ① 引継ぎが必要な生徒について検討する。

- ・校内委員会を開催し、引継ぎが必要な生徒について検討する。
- ・該当生徒について個別の教育支援計画の作成状況や引継ぎについての保護者の同意の有無について確認する。

### ② 引継ぎの指針を配付する。

- ・津島市教育委員会作成の「津島市における中学校・高等学校の連携について」を市内の中学校及び県立高等学校に配付し、引継ぎ方法等についての周知を図る。

### ③ 高等学校への支援情報の引継ぎについて本人・保護者の意思を確認する。

- ・懇談会等において、進路先に個別の教育支援計画をはじめとした支援情報を引き継ぐことで、生徒の安心につながることを保護者に丁寧に説明する。
- ・進路先に引き継ぐことについての本人・保護者の同意を得、引き継ぐ内容について確認する。
- ・個別の教育支援計画を作成している場合、中学校から進路先に渡すことを確認する。

### ④ 引継ぎを行う生徒を確定する。

- ・校内委員会を開催し、保護者の同意のもとで引継ぎを行う生徒を確定する。
- ・引継ぎ方法について校内で共通理解を図る。

### ⑤ 津島市中高連絡会を開催する。

<開催日> 2月（平成30年度は2月19日）

<場 所> 津島市生涯学習センター

<参加者> 市内の全中学校及び市内県立高等学校より各1名（特別支援教育コーディネーター等、県立津島高等学校は全日制・定時制から各1名）、市教育委員会指導主事、市特別支援教育アドバイザー

<内 容> ・今後の引継ぎ方法について確認する。  
・各学校の様子について情報交換を行う。

<その他> ・市教育委員会が主催し、日程調整等を行う。



### ⑥ 引継ぎ生徒一覧表を作成し、引継ぎ資料を整理する。

- ・進路先ごとに引継ぎ生徒の名簿一覧を作成する。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画等の引継ぎ資料を進路先ごとに分類する。

### ⑦ 引継ぎ資料を送付する。

- ・保護者の同意を得て、指導要録等と共に個別の教育支援計画の写し等を進路先に送付する。
- ・津島市連携支援ブック「成長の記録」※は保護者から進路先に引き継ぐよう働きかける。  
※子どものよりよい成長を目指し、子どもの発達に関わる大切な情報を集めて、支援機関との情報伝達・連携をスムーズにするための支援ツール。

### ⑧ 該当校間で中高連絡会を開催する。

- ・高等学校からの要請を受け、必要に応じて該当の中学校と高等学校との間で中高連絡会を開催する。
- ・該当の生徒について、中学校時の有効な支援方法や高等学校での様子等について情報交換を行う。

## 引継ぎの概要 <高等学校> 【津島市モデル】

### A 引継ぎの指針を配付する。

- ・津島市教育委員会作成の「津島市における中学校・高等学校の連携について」を市内の中学校及び県立高等学校に配付し、引継ぎ方法等についての周知を図る。

### B 津島市中高連絡会を開催する。

<開催日> 2月（平成30年度は2月19日）

<場 所> 津島市生涯学習センター

<参加者> 市内の全中学校及び市内県立高等学校より各1名（特別支援教育コーディネーター等、県立津島高等学校は全日制・定時制から各1名）、市教育委員会指導主事、市特別支援教育アドバイザー

<内 容> ・今後の引継ぎ方法について確認する。

- ・各学校の様子について情報交換を行う。

<その他> ・市教育委員会が主催し、日程調整等を行う。

- ・情報交換した内容について校内で情報共有を図る。

### C 引継ぎ生徒の保護者と面談する。

- ・必要に応じて引継ぎ生徒の保護者と面談を行う。（個別の教育支援計画を作成している場合は必須）
- ・生徒の実態・支援方法等について確認し、必要な合理的配慮について合意形成を図る。

### D 校内委員会を開催し、引継ぎ生徒について情報を共有する。

- ・校内委員会を開催し、引継ぎがあった生徒について、生徒の実態、保護者の意向、支援の方針等を全職員で確認する。
- ・該当生徒の支援・指導に携わる教職員は、個別の教育支援計画等の引継ぎ資料に目を通す。
- ・引継ぎ情報を基に生徒の支援方法を検討し、全教職員で共通理解を図る。

### E 該当校間で中高連絡会を開催する。

- ・入学後、必要があれば引継ぎ生徒等の出身中学校に要請し、中高連絡会を開催する。
- ・該当の生徒について、中学校時の有効な支援方法や高等学校での様子等について情報交換を行う。

### F 定期的に保護者面談を行う。

- ・定期的に保護者と面談を行い、学校や家庭での様子、今後の目標や支援等について共通理解を図る。
- ・個別の教育支援計画を作成している場合、実態や評価、目標等について記載する。



## 參考資料

## 1 目的

地域内の中学校と高等学校をモデル研究校として、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の支援・指導の充実及びその支援情報の引継ぎ方法、活用等について研究する。

さらに、その研究成果をまとめ、県内の高等学校、市町村立学校等の教員へ広めることで、指導力のさらなる向上を図る。

## 2 実施内容

### (1) 指導・支援方法の研究

- ・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒への指導に関する報告書の作成  
(研修会等で活用)

### (2) 中高連携による支援情報の引継ぎ

- ・中学校で行っている支援・指導の高等学校への円滑な引き継ぎ
- ・引き継いだ情報の活用方法

### (3) 県が主催する研修との連携

- ・発達障害児等基礎理解推進研修
- ・市町村特別支援教育推進者資質向上研修

## 3 中高連携特別支援教育推進校における指導・支援方法の検証

### (1) 評価専門員の設置

学識経験者 2 名及び愛知県教育委員会職員 4 名（特別支援教育課 2 名、高等学校教育課 2 名）を「評価専門員」として設置し、支援拠点校等における通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒への指導・支援方法及び中高連携の在り方等についての外部評価を行う。

### (2) 評価専門員の外部評価について

- ① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒への指導・支援方法等（事例）に対する評価
  - ② 通級指導教室のカリキュラム及び生徒の「個別の指導計画」等、個人の記録に対する評価
  - ③ 中学校及び高等学校における支援情報の引継ぎシステム及び中高連携の在り方に対する評価
- \* 評価専門員は年間 2 回拠点校を訪問する他、必要に応じて指導助言等を行う。

## 4 研究委嘱期間

平成 29 年度～平成 30 年度

## 5 研究委嘱市（2 市）

津島市と高浜市に 2 年間委嘱する。

## 6 検討委員会

### (1) 検討委員会について

学識経験者を委員長・副委員長として、支援拠点校を中心とした各市における通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒への指導・支援方法及び中高連携の在り方について年間 2 回程度協議する。

### (2) 検討委員

- ・評価専門員 6 名  
(学識経験者 2 名、愛知県教育委員会職員 4 名＜特別支援教育課 2 名、高等学校教育課 2 名＞)
- ・県総合教育センター職員 1 名
- ・関係市教育委員会担当者 2 名
- ・支援拠点校職員 4 名
- ・特別支援教育課職員 3 名

## 検討委員名簿

### 津島市

#### <平成 29 年度検討委員>

氏名	所属等
小川 純子	星城大学（教授）
濱島 達代	津島市教育委員会（主幹）
青木 裕明	津島市立天王中学校（教務主任）
白山 素子	県立津島北高等学校（教頭）

#### <平成 30 年度検討委員>

氏名	所属等
小川 純子	星城大学（教授）
松永 典子	津島市教育委員会（主幹）
籠島 篤司	津島市立暁中学校（教頭）
白山 素子	県立津島北高等学校（教頭）

### 高浜市

#### <平成 29・30 年度検討委員>

氏名	所属等
酒井 貴庸	甲南女子大学（講師）
増田 洋喜	高浜市教育委員会（指導主事）
小嶋 俊明	高浜市立高浜中学校（主幹教諭）
大野 広樹	県立高浜高等学校（教頭）

（事務局を除く委員のみ、敬称略）